

## 非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等による離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

### ■対象者

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成26年3月31日以降であること
- ②離職日において、65歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

### ■適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

### ■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を  $30 / 100$  として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、 $100 / 100$  として算定します）

### ■申請に必要なもの

- ①雇用保険受給資格者証、②印鑑、③対象者の個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）、④窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

### ■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

### ■問い合わせ

税務課 課税第1班 ☎0820(74)1008

## 周防大島ふるさと寄附金ティアップ事業者を募集します！

周防大島町では、町の魅力や特産品等を広くPRすることを目的に、町内事業者とティアップして、「ふるさと寄附金」をされた方へ、返礼品として「地元特産品」をお届けしています。

令和2年度に向け、周防大島町とティアップして、「地元特産品」を提供していただける事業者を募集します。ティアップ事業者については、ふるさと納税サイトへ返礼品の掲載を行います。

ぜひ、ご応募ください。

### ■応募要件

- (1)周防大島町に事業所（工場を含む）がある方
  - (2)周防大島町のPRにつながる商品で、かつ町内で製造、加工、採取、栽培、販売、サービス等がなされている商品（地場産品）を、寄附者に送付していただける企業または個人事業者
  - (3)周防大島町税の滞納がないこと
  - (4)代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと
- ※詳しくは、町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

### ■ティアップ事業者にしていただくこと

- (1)ふるさと特産品の発送
- (2)送付実績の報告および商品代の請求（月末締め）

### ■ティアップ事業者のメリット

- (1)県内外の方にふるさと納税サイト等を通して、事業者名、商品名等がPRされます。
- (2)商品発送時にPRチラシの同封ができ、事業者等商品のPRにつながります。

■募集期間 1月20日(月)～2月21日(金)

### ■申し込み

政策企画課・総合支所に備え付けの用紙でお申し込みください。募集要領、申込書は、町ホームページにも掲載しています。

締め切り後、審査を行い、申込みの承認の可否を書類にてお伝えいたします。

### ■問い合わせ

政策企画課 ☎0820(74)1007